日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

規則

○養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則…（産業労働局農林水産部農業振興課）… 一

告示

○都市計画事業の認可……（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）… 三
○建築基準法による一団地の区域……（都市整備局市街地建築部建築指導課）… 三
○令和六年東京都告示第四百九十三号（道路交通法第百十一条第一項に規定する手数料の徴収委託）の一部改正……（警視庁）… 三

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し…… 三

規則

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月十七日

東京都知事　小池　百合子

◉東京都規則第百八十六号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則（平成十二年東京都規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式を次のように改める。

別記
第１号様式（第２条関係）

（表）

蜜蜂飼育届・飼育変更届

年　月　日

東京都知事　殿

現住所
電話番号
氏名
（法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

養蜂振興法第３条第１項又は第３項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　年　月　日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数
	群 （うち日本蜜蜂　群）

２　年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
	群 （うち日本蜜蜂　群）	1月1日から　月　日まで
	群 （うち日本蜜蜂　群）	月　日から　月　日まで
	群 （うち日本蜜蜂　群）	月　日から　月　日まで
	群 （うち日本蜜蜂　群）	月　日から　月　日まで

３　個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。
(1)　個人情報の利用目的：東京都は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においての利用する。
(2)　個人情報の安全管理措置：東京都は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
(3)　個人情報の第三者への提供：東京都は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
・法令に基づく場合
・東京都の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、区市町村、他の道府県）及び関係機関等の協力が必要な場合

（日本産業規格Ａ列４番）

第二条中「蜜蜂飼育届出書・飼育変更届出書」を「蜜蜂飼育届・飼育変更届」に改める。

△

（裏）

備考
1　電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入すること。
2　飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。
　なお、地図の添付等でも可とする。
3　飼育計画は、１月１日から12月31日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】
　養蜂振興法第８条第１項の規定に基づき、東京都は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第８条第２項の規定に基づき、東京都から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

別記第二号様式を次のように改める。

第２号様式（第３条関係）

蜜蜂転飼許可申請書

年　月　日

東京都知事　殿

現住所
電話番号
氏　名
（法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第４条第１項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者住所氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼育者住所氏名
		群 （うち日本蜜蜂　群）	月　日から 月　日まで	
		群 （うち日本蜜蜂　群）	月　日から 月　日まで	
		群 （うち日本蜜蜂　群）	月　日から 月　日まで	
		群 （うち日本蜜蜂　群）	月　日から 月　日まで	

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。
1　個人情報の利用目的：東京都は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用する。
2　個人情報の安全管理措置：東京都は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
3　個人情報の第三者への提供：東京都は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
・法令に基づく場合
・東京都の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、区市町村、他の道府県）及び関係機関等の協力が必要な場合

備考
1　電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入すること。
2　転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。
　なお、地図の添付等でも可とする。

（日本産業規格Ａ列４番）

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の養蜂振興法施行細則別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告　示

◉東京都告示第千二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年十二月十七日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　練馬区

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画緑地事業第八十四号西大泉五丁目緑地

三　事業施行期間　令和六年十二月十七日から令和九年三月三十一日まで

四　事業地

収用の部分

練馬区西大泉五丁目地内

使用の部分

なし

◉東京都告示第千二百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年十二月十七日

東京都知事　小　池　百合子

一　対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番　認定年月日

世田谷区船橋二丁目五十五番四、五十六番一、五十八番一、同番二、同番四、同番七、同番十八から同番二十まで、同番二十三、同番二十五及び同番二十六　令和六年十二月三日

二　認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

◉東京都告示第千二百三十五号

令和六年東京都告示第四百九十三号（道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十七日

東京都知事　小　池　百合子

一の表中

「株式会社足立自動車学校　足立区東六月町三番一号
株式会社新小岩自動車教習所　葛飾区奥戸四丁目二番一号」

を

「株式会社足立自動車学校　足立区東六月町三番一号」

に改める。

告　示（選）

◉東京都選挙管理委員会告示第二百十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和六年十二月十七日

東京都選挙管理委員会

施設の名称　所在地

医療法人社団　寿英会　内田病院　足立区千住二丁目三十九番地

発行　東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号　163-8001
定価　本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所　三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地一
電話　〇三（五二七六）〇八一一（代）
郵便番号　101-0051

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。